

海外からの入国者・帰国者の患者・医療者の対応について

新型コロナウイルス感染症の各国における発生や変異型の出現状況は刻々と変化しています。日本政府は2022年10月11日以降、水際対策の見直しを行いました。以上から、当院も国の方針に伴い、対応の変更を致します。

＜日本政府の水際対策見直し内容＞

入国時の検査を実施せず、入国後の自宅または宿泊施設での待機・待機期間中のフォローアップ、公共交通機関不使用等を求めない。

その代わりに、すべての帰国者・入国者について、出国時に

WHOの緊急使用リストに掲載されているワクチンの接種証明書(3回)または、出国前72時間以内に受けた検査のインセイ証明書のいずれかの提出を求める。

【患者】

＜変更前＞

- 1) 『国・地域・国籍にかかわらず』国内到着後、3日間宿泊施設等で自主待機
- 2) 国内到着後4日目以降にPCR検査を受け陰性確認後診療科受診

↓

＜変更後＞

制限なし。他の患者と同様の対応を行う

【医療者】

＜変更前＞

- ・患者同様 3日間自主隔離→4日目以降にPCR陰性確認

※入国後8日目以降に施設内立ち入りする場合、体調不良なければPCR検査不要

↓

＜変更後＞

- ・当院に立ち入る際の当日の体調確認は責任をもって各診療科・部署で行う

※体調不良時にはPCR検査実施し「体調不良時のフロー」に沿って対応を行う

☆いずれも証明書の提出が確認され出国しているため、当院での証明書の提出は必要ない。

以上